

国立大学法人鳴門教育大学外部評価委員会規程

平成31年3月13日

規程第 11 号

改正 令和 4 年 5 月 11 日規程第46号

国立大学法人鳴門教育大学外部評価委員会規程（平成25年規程第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価規則（平成31年規則第24号）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（業務）

第2条 委員会は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価の客観性、妥当性、透明性を高めるため、本学が自ら行う点検及び評価に対する検証を行う。

（組織）

第3条 委員会は、学長が指名する外部有識者4人以内で組織する。

（任期等）

第4条 前条に規定する委員の任期は、原則として3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

（検証結果の報告）

第6条 委員会がまとめた検証結果は、速やかに国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価委員会に報告するものとする。

（事務）

第7条 委員会の事務は、経営企画戦略課において処理する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。